

## 主なパブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方

### 【全体的な評価に関するもの】

コメントの概要
本監督指針は、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点が体系的に整理されており、監督上必要なものが全て盛り込まれたことにより、銀行自身にとっても使いやすいものとなったほか、行政指導等を行う際の留意点等も整理、明確化されるなど、透明性向上の観点からも評価している。(第二地方銀行協会)
今回の監督指針(案)では、早期是正措置や早期警戒制度のような財務的な側面のみならず経営管理が評価項目に加えられており、総合的な監督指針の名にふさわしいものとする。また、当該指針(案)に盛り込まれた評価項目は、すべてごくあたりまえのものであり、金融機関にとって過重な負担となるものではないといえる。(個人・監査法人勤務)

### 【全般に関わるもの】

コメントの概要	コメントに関する考え方
「監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)は、中小・地域金融機関の関連項目以外について規定されることとなる(23 監督指針の位置付け)」とあるが、従来の事務ガイドラインと本監督指針の関係・位置付けの明示、廃止となる箇所、引き続き適用される箇所等の考え方を明示されたい。(全国銀行協会)	中小・地域金融機関に係る監督事務については、現行事務ガイドラインより全て監督指針へ移行し、事務ガイドラインからは当該項目を削除することとしております。 改正後の事務ガイドラインは、主要行等に関し、中小・地域金融機関と共通する事項について、当監督指針と同様の取扱いをする旨規定するとともに、長信銀、信託銀行、異業種参入に係る項目を存置することとし、暫定的にその体系を残すこととします。 なお、監督指針については、多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立を図るため、評価項目毎に着眼点を整理し直し、現行事務ガイドラインの構成を大きく変えており、新旧対照表を作成することは困難です。代替措置として監督指針の目次に、欄を設け「改訂の状況」示しているため、こちらをご参照下さい。

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>活用に際しては、本監督指針に基づく監督上の評価・対応が財務局の職員によって異なることがないよう、本監督指針の考え方が職員に徹底されたい。(第二地方銀行協会)</p>	<p>実効性ある監督を実現するためには、関係職員の共通認識の確保と理解の徹底を図ることが重要です。このため、監督指針の策定に当たり監督上の評価項目や事務処理上の留意点等を体系的に整理し、事務に必要な情報を極力集約したオールインワン型とするなど、分かりやすさや利便性への配慮といった工夫を行うとともに、パブリックコメント公表後、全国の各財務局において、担当職員を対象とした説明会を実施し、その周知徹底を図っているところです。</p> <p>今後も、更に、職員に対する各種研修など、あらゆる機会を通じて監督指針の理解の徹底を図って参ります。</p>

【個別項目に対するもの】

基本的考え方

- 1 金融監督に関する基本的考え方

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「-1-2(4) 効率的・効果的な監督事務の確保」において「金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定する」とあるが、報告の重複を避ける等、運用面での徹底を要請したい。(全国地方銀行協会)</p>	<p>報告を求める場合は、その必要性を含め、十分検討して参ります。また、監督指針の内容については、研修会等の機会を通じて、職員への周知徹底を図っていくこととしています。</p>

- 1 経営管理

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする」とあるが、内部監査部門の機能、業務を踏まえると、「経営管理の状況等」は「経営管理に対する内部監査の実施状況等」と修正すべきである。(全国銀行協会)</p>	<p>貴見を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>(修文前)</p> <p>必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し<u>経営管理の状況等</u>についてヒアリングを実施することとする。</p> <p>(修文後)</p> <p>必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し、<u>内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等</u>についてヒアリングを実施することとする。</p>

- 3 - 4 顧客保護等

- 3 - 4 - 1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「保証人の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、債務者の借入残高・返済状況について情報を提供する」とあるが、「返済状況」については一律に情報提供を義務づけず、柔軟に対応できることとして頂きたい。</p> <p>債務者の延滞情報まで開示すると、例えば保証人がその情報を漏えいした場合、債務者の信用が悪化し倒産に至る可能性があり、こうした場合には、金融機関に対する損害賠償請求に繋がることもあり得る。特に、債務者と保証人に取引関係がある場合や互いに同業者である場合は、留意を要すると考える。（全国地方銀行協会）</p>	<p>当庁の「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」報告書（15年7月16日）において「判例上、経営に実質的に関与していない第三者を包括根保証人とする場合においては、保証人が主債務者の財務状況や貸付の状況を当然には知り得る立場にないことから、保証人の責任を制限する判例が数多く見られる」と指摘されたこと等を受け、包括根保証人に対する保証契約の内容の説明が必要であるとの観点から当該規定を設けています。なお、保証人に対する情報提供の必要性和守秘義務との関係については、事案に応じ慎重な検討を要しますが、包括根保証の場合には、借入残高・返済状況が保証債務の内容の説明として必要なものであることから、特にその情報提供に関する態勢整備をポイントとして挙げたものです。従って、保証人からの要請があるにも関わらず、保証人に対する情報提供の要否を金融機関の判断に委ねることは不適切であると考えます。</p>

- 4 地域貢献

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「地域貢献が地域銀行の収益力や財務の健全性に与える影響」は、定義が曖昧な面もあり、分かりにくい。</p> <p>地方銀行における地域貢献は、本業である銀行業務、なかでも貸出を通じて行うのが本来のあり方であり、信用リスク管理を主とする記載に変えてもよいのではないか。</p> <p>（全国地方銀行協会）</p>	<p>仮に、地域貢献について、一定の定義を設けた場合、それにより却って金融機関の自主的な取組みを阻害し、画一的な対応を招きかねないことから、定義を設けることは適当ではないと考えます。なお、地域貢献に関する基本的な考え方については、監督指針の中に明確化されておりますので、そちらも御参照ください。</p>

- 5 中小企業金融の再生の促進

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>一部の金融機関が決算書類の精度が高い中小企業に対して担保や個人保証を免除する融資の取扱いを開始しているが、このような取組みは、過度な不動産担保や人的保証に依存した融資慣行から脱却するために重要な取組みである。</p> <p>このような取組みを幅広い中小・地域金融機関の取組みとして拡大していくため、「 - 5 - 2 - (4)新しい中小企業金融への取組みの強化」中の例示において、「決算書類の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備」を新たに加えられたい。(経済産業省)</p>	<p>貴見等も踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>- 5 - 2 主な着眼点 (4)新しい中小企業金融への取組みの強化 (追加)</p> <p>・<u>財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みの推進</u></p>

協同組織金融機関

- 1 - 3 システム障害発生時等における留意点

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>「共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、当該共同センターを共同して設立した協同組織金融機関の幹事金融機関に対しても同席等を求める」とある。しかし、共同センターは、地区協会の一部署というところもあれば、地区の信用金庫の事業協同組合として設立されたところもあり、必ずしも監督指針案にあるような記述があてはまらない場合もある。</p> <p>また、幹事金融機関(定義が明確でない)があったとしても、共同事務センターに起因した障害にあたっては、地区全体の対応も必要となることから、ケースによっては地区信用金庫協会の同席も含めたほうが、監督目的に沿った対応ができるものとする。(全国信用金庫協会)</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修文します。(修文前)</p> <p>なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、<u>当該共同センターを共同して設立した協同組織金融機関の幹事金融機関</u>に対しても同席等を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(修文後)</p> <p>なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、<u>必要に応じ、当該共同センターの利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等</u>に対しても同席を求めるよう努めるものとする。</p>